

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	都市公園の占用の許可、変更の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	都市公園法 (昭和31年法律第79号)		
根 拠 条 項	<p>(都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 略</p>		
審 査 基 準	<p>都市公園法第6条及び第7条による。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、</p>		

都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間	14日（休日は、含まない。）
関係法令等	都市公園法第6条、第7条 都市公園法施行令第12条第2項、第14条、第15条、第16条、第17条 都市公園法施行規則第5条の2、5条の3、第6条、第7条、第7条の2、第8条
関係文書等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	緑地協定の認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)		
根 拠 条 項	<p>(緑地協定の締結等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>都市緑地法第45条第4項、第47条による。</p> <p>(緑地協定の締結等)</p> <p>第45条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第83条において準用する場合を含む。以下この項、第49条第1項及び第2項並びに第51条第1項、第2項及び第5項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。</p> <p>2 緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 緑地協定の目的となる土地の区域（以下「緑地協定区域」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの</p> <p>イ 保全又は植栽する樹木等の種類</p> <p>ロ 樹木等を保全又は植栽する場所</p>		

- ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造
- ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
- ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

(3) 緑地協定の有効期間

(4) 緑地協定に違反した場合の措置

3 緑地協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地のうち、緑地協定区域に隣接した土地であつて、緑地協定区域の一部とすることにより地域の良好な環境の確保に資するものとして緑地協定区域の土地となることを当該緑地協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「緑地協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 略

（緑地協定の認可）

第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	14日（休日は、含まない。）
関係法令等	
関係文書等	都市緑地法運用指針
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	緑地協定の変更の認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)		
根 拠 条 項	<p>(緑地協定の変更)</p> <p>第 48 条 緑地協定区域内における土地所有者等 (当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。) は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>(緑地協定の締結等)</p> <p>第45条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地 (これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。) の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権 (臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。) を有する者 (土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第98条第1項 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和50年法律第67号) 第83条において準用する場合を含む。以下この項、第49条第1項及び第2項並びに第51条第1項、第2項及び第5項において同じ。) の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。) は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定 (以下「緑地協定」という。) を締結することができる。ただし、当該土地 (土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地) の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。</p> <p>2 緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>		

(1) 緑地協定の目的となる土地の区域（以下「緑地協定区域」という。）

(2) 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの

- イ 保全又は植栽する樹木等の種類
- ロ 樹木等を保全又は植栽する場所
- ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造
- ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
- ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

(3) 緑地協定の有効期間

(4) 緑地協定に違反した場合の措置

3 緑地協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地のうち、緑地協定区域に隣接した土地であつて、緑地協定区域の一部とすることにより地域の良好な環境の確保に資するものとして緑地協定区域の土地となることを当該緑地協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「緑地協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 第1項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（緑地協定の認可）

第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
- (2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	14日（休日は、含まない。）
関係法令等	
関係文書等	都市緑地法運用指針
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	緑地協定の廃止の認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)		
根 拠 条 項	<p>(緑地協定の廃止)</p> <p>第52条 緑地協定区域内の土地所有者等 (当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。) は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (処分の先例がなく、又は極めてまれであって審査基準の設定が困難である場合であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間	14日 (休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等	都市緑地法運用指針		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	一人緑地協定の認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	都市緑地法 (昭和48年法律第72号)		
根 拠 条 項	<p>(緑地協定の設定の特則)</p> <p>第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第45条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(処分の先例がなく、又は極めてまれであって審査基準の設定が困難である場合であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等	都市緑地法運用指針		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			